

○総務省告示第二百三十二号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣 片山 善博

第二条第一項の表以外の部分中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者（法第百五十条第一項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。）」に改め、同項の表中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条第三項、第五項及び第七項から第九項までの規定中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

第三条、第四条第一項及び第三項、第五条第一項、第三項、第五項、第七項及び第九項から第十一项まで、第六条、第七条第一項、第二項、第四項、第五項及び第七項、第八条第一項、第二項、第四項及び第六項、第九条第一項から第三項まで及び第七項、第十条第一項、第二項及び第七項、第十一条第一項、第二項及び第四項から第七項まで、第十二条、第十四条第一項及び第三項、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、別表第一並びに別表第二の規定中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

附 則

この告示は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。